

## 尾道リトルシニア野球協会運営細則

### (会員の運営協力)

第1条 会員は、本会が運営する次に掲げる事項について、自ら義務としてその運営に協力しなければならない。

- (1) 公式戦など試合の応援に関すること。
- (2) 本会が主催する各種行事に関すること。
- (3) お茶当番などチームの日常活動に関すること。

### (応援不参加負担金)

第2条 保護者は、前条第1号のうち遠征試合に参加する選手の保護者（以下「保護者」という。）で応援参加しない者がいるときは、保護者相互の負担の公平を図るため、次の不参加負担金を徴収するものとする。

- (1) 宿泊遠征のとき 3,000円
- (2) 日帰遠征のとき 2,000円（現地集合する形態の遠征を除く。）

2 前項の遠征試合の応援は、集合から解散まで応援参加する保護者が一体となって行動することを原則とし、それ以外の別行動の保護者は不参加として取扱うものとする。

3 保護者は、応援本隊の集合時から同行できない保護者が、その後、合流し応援本隊の解散まで行動を共にしたときは、一体となって行動したものと見做して第1項の不参加負担金の徴収を免除することができる。ただし、宿泊遠征のときは、宿泊して同行することを条件として免除できるものとする。

4 保護者は、保護者が応援本隊の移動用の自動車を提供したときは、応援参加保護者の負担金のうち交通費（又は不参加負担金）相当額を減免して負担金を徴収するものとする。

5 保護者は、第1項の不参加負担金を、応援参加保護者の負担総額を超えない範囲で調整して徴収しなければならない。

6 保護者は、前5項に規定するもののほか、遠征試合の応援に関して保護者相互の負担の公平を図る必要があると認めるときは、会長の決裁を受けて、第1項の不参加負担金の減免又はその他の負担金を徴収することができる。

### (特別会計の精算)

第3条 本会に、遠征及び本会主催の各種行事ごとに特別会計を設けて、その都度、それぞれの遠征及び行事に要した費用を精算するものとする。

2 前項の特別会計のうち遠征会計の精算は、次に掲げる収入を控除後の共通経費を各保護者に均等に按分する方法で、相応の負担となるように行うものとする。

(1) 本会の一般会計からの繰出金

(2) 応援参加保護者の負担金（監督、コーチ及び選手の遠征に要する費用を除く応援参加保護者に係る実費負担金）

（注）前条の応援不参加負担金及びその他の収入は、第2号の応援参加保護者の負担金の精算において充当する。

3 本会主催の各種行事に係る特別会計の精算についても、前項の遠征会計の精算に準じて行うものとする。

#### 附 則

1 この細則は、2003年12月1日から実施する。